

○ 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）（附則第三十七条関係）

改正案	現行
（財産の所在） 第十条 左の各号に掲げる財産の所在については、当該各号に規定する場所による。 一、六（略） 七 合同運用信託（信託会社又は信託業務を営む金融機関が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託及び同条第二十八項に規定する外国投資信託で委託者非指図型投資信託に類するものを除く。）をいう。）、投資信託（同条第三項に規定する投資信託をいう。以下同じ。）又は特定目的信託（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第十二項に規定する特定目的信託をいう。）に関する権利については、これらの信託の引受をした営業所又は事業所の所在 八、十（略） 二、四（略） （物納） 第四十一条（略）	（財産の所在） 第十条 左の各号に掲げる財産の所在については、当該各号に規定する場所による。 一、六（略） 七 合同運用信託（信託会社又は信託業務を営む金融機関が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。）又は証券投資信託（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第一項に規定する証券投資信託をいう。以下同じ。）に関する権利については、これらの信託の引受をした営業所又は事業所の所在 八、十（略） 二、四（略） （物納） 第四十一条（略）

2 前項の規定による物納に充てることができる財産は、納税義務者の課税価格計算の基礎となつた財産（当該財産により取得した財産を含む。）でこの法律の施行地にあるものうち左に掲げるものとする。

一・二（略）

三 社債及び株式（特別の法律により法人の発行する債券及び出資証券を含む。）並びに証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託をいう。）又は貸付信託（貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）第二条第一項に規定する貸付信託をいう。）の受益証券

四（略）

3（略）

（調書の提出）

第五十九条 左の各号に掲げる者でこの法律の施行地に営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下本項において「営業所等」という。）を有するものは、その月中に支払つた生命保険契約の保険金若しくは第三条第一項第一号に規定する損害保険契約の保険金のうち政令で定めるもの（以下本項において「保険金」という。）若しくは支給した退職手当金等（同条第一項第二号に掲げる給与をいう。以下本項において同じ。）又は引き受けた信託について、翌月十五日までに、大蔵省令で定める様式に従つて作製した当該各号に掲げる調書を当該調書を作製した営業所等の所在地の所轄税務署長に

2 前項の規定による物納に充てることができる財産は、納税義務者の課税価格計算の基礎となつた財産（当該財産により取得した財産を含む。）でこの法律の施行地にあるものうち左に掲げるものとする。

一・二（略）

三 社債及び株式（特別の法律により法人の発行する債券及び出資証券を含む。）並びに証券投資信託又は貸付信託（貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）第二条第一項に規定する貸付信託をいう。）の受益証券

四（略）

3（略）

（調書の提出）

第五十九条 左の各号に掲げる者でこの法律の施行地に営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下本項において「営業所等」という。）を有するものは、その月中に支払つた生命保険契約の保険金若しくは第三条第一項第一号に規定する損害保険契約の保険金のうち政令で定めるもの（以下本項において「保険金」という。）若しくは支給した退職手当金等（同条第一項第二号に掲げる給与をいう。以下本項において同じ。）又は引き受けた信託について、翌月十五日までに、大蔵省令で定める様式に従つて作製した当該各号に掲げる調書を当該調書を作製した営業所等の所在地の所轄税務署長に

提出しなければならない。但し、当該各号に掲げる受取人別、受給者別又は受益者別若しくは委託者別の保険金額、退職手当等の金額又は信託の利益を受ける権利若しくは信託財産の価額が大蔵省令で定める額以下のものについては、当該調書に記載することを要しない。 一・二（略） 三 信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。）引き受けた信託（投資信託以外の信託で受益者と委託者が同一人でない信託に限る。）に関する受益者別（第四条第二項第二号から第四号までに掲げる信託にあつては、委託者別）の調書 2 （略）	提出しなければならない。但し、当該各号に掲げる受取人別、受給者別又は受益者別若しくは委託者別の保険金額、退職手当等の金額又は信託の利益を受ける権利若しくは信託財産の価額が大蔵省令で定める額以下のものについては、当該調書に記載することを要しない。 一・二（略） 三 信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。）引き受けた信託（証券投資信託以外の信託で受益者と委託者が同一人でない信託に限る。）に関する受益者別（第四条第二項第二号から第四号までに掲げる信託にあつては、委託者別）の調書 2 （略）
---	---